



進捗状況と今後の予定

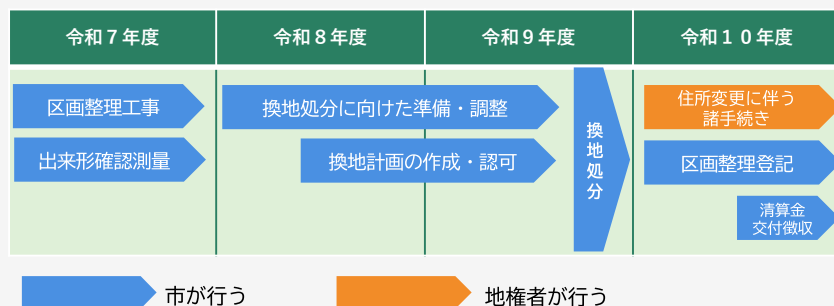
今年度までに区画整理事工※¹を完了させ、全ての仮換地で使用収益を開始※²します。

令和8年度以降（換地処分まで）は、道路などの維持管理を目的とした工事を随時行います。

また、令和9年度末に予定している換地処分に向けて下記のスケジュールで準備を進めています。

※¹ 道路、宅地などの整備

※² 仮換地の使用が可能になること。



換地処分

土地区画整理の施行前に所有していた土地（従前地）の所有権が、新たに割り当てられた土地（換地）に移行されることを換地処分といいます。

乙川中部では、こちらの手続きを令和9年度末に行う予定です。

関係権利者の皆様には、令和9年度の『換地処分通知書』※³にて詳細をお知らせします。

なお、換地処分によって変わるものは次の3つです。

※³ 換地の位置や形状、地番、清算金の金額等をお知らせするもの。

住所・本籍

住民票、戸籍に登録している住所、本籍が変更されます。

土地・建物の登記

法務局に登録している土地の情報が変更されます。（表題部）

町丁目界

令和7年3月号に記載したとおり、町丁目界が一部変更されます。



今の住所は必ず変わりますか？



土地区画整理区域内の全ての住所が変更されます。
住所変更に伴う手続きについては、次のページでご案内します。



住所変更に伴う諸手続き

換地処分の公告（令和9年度末）の翌日から新しい住所の効力が発生します。そのため、住所変更に伴う諸手続きは、換地処分の翌日から行うことが可能です。

この手続きには、市が行うものと、ご自身で行うものがあります。

詳細については、関係機関などと調整の上、令和9年度中にお知らせします。



どのような手続きがありますか？



今回の手続きはまだ確定していませんが、知多半田駅前土地区画整理事業（平成28年換地処分）では、地権者の皆様に以下の手続きをご案内しました。

<参考>

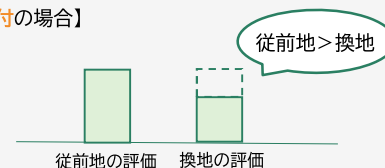
市が行う手続き	地権者自身が行う手続き
住所・本籍の変更	土地・建物の登記(表題部以外)
土地・建物の登記(表題部のみ)	法人の本店、支店及び代表者の住所変更登記
印鑑登録原票の住所変更	マイナンバーカード・在留カードの住所変更
国民健康保険被保険者証の住所変更	自動車運転免許証の住所変更
介護保険被保険者証の住所変更	預貯金通帳、各種保険、等各種事業所の手続き
上水道・下水道の住所変更 など	受給している手当等の住所変更 など

清算金

土地区画整理では、原則従前地に照応した換地を定めていますが、換地設計上の技術的理由により、全てを均衡にすることは出来ません。そこで、従前地と換地の総合的な評価に不均衡が生じた場合には、金銭により清算することになります。

清算金についての詳細なご案内や、交付・徴収に向けたスケジュールは、令和9年度以降にお知らせします。なお、清算金の交付・徴収を実施するのは令和10年度以降の予定です。

【交付の場合】



【徴収の場合】

